

主体的にがんばる事業者

販 路 開 拓 支 援 補 助 金



小豆島町は、国内外で新規販路開拓に主体的に取り組む町内事業者を応援します。

対象となる事業者

- ・町内に事業所を有する法人又は事業所を有する個人事業者
- ・町税の滞納がないもの

※ただし、補助金の額が1万円に満たない場合は、交付の対象となりません。

対象となる事業

一般に公開されている県外又はオンラインで開催される展示会等に、補助対象者が出展する事業。

※国外で開催される展示会等については、渡航を伴わない商品のみの展示販売でも、補助の対象となります。

※国、地方公共団体及びその他公的団体から補助金等の交付を受けて実施する事業は対象となりません。

※年度内に事業が完了するものが対象になります。

補助金の上限額及び補助率

- ・補助金の上限額：法人 50万円（国外出展を実施した場合は75万円）、個人事業者 20万円（千円未満切り捨て）

- ・補助率：3分の2

※1事業者あたり1会計年度に、補助金上限額の範囲以内で複数回申請ができます。

申請書類

① 交付申請書兼請求書（様式第1号）

② 事業実績報告書（様式第2号）

③ 納税情報の照会に関する同意書（様式第3号）

④ 補助対象経費の確認書類（領収書又は当該経費を支払った事実が分かるもの）
（経費の内訳が分かるもの）

⑤ 申請者の確認書類

法人の場合：会社概要がわかる書類、履歴事項全部証明書等、直近3期分の決算書

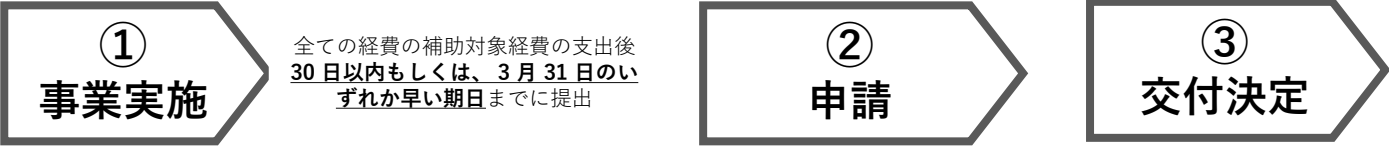
個人の場合：住民票（個人）、開業届又は直近の所得税確定申告書第1表の控えの写し

対象となる経費

経費区分	補助対象経費
展示会等出展経費	(1)会場借上料 (2)会場装飾費 (3)出展商品等輸送費（商品・パンフレット等輸送費、保険料） (4)オンライン展示会等の出展経費 (5)什器備品借上料
広告宣伝費	(1)販促ポスター・チラシ・映像等PR資材作成費 (2)企画・デザイン費 (3)撮影・編集費 (4)印刷製本費 (5)翻訳代
旅費	(1)交通費（町内の本社又は事業所から会場までの合理的な交通手段及び経路による部分に限る。） ア. 鉄道賃 イ. 船賃 ウ. 航空賃 エ. 車賃（タクシー代、燃料費を除く。） オ. 有料道路通行料 カ. 駐車場使用料 ※ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外。 (2)宿泊費（1泊12,000円を上限とする。）
雑役務費	(1)マネキン費（1事業者あたり、1日あたり1名限り） (2)通訳費（1事業者あたり、1日あたり1名限り）
委託料	展示会等出展代行業務委託料（商品買取代を除く。）
その他	町長が特に必要と認める経費

※補助対象者名義で支出された経費が補助対象となります。
※クレジットカード決済等の場合、当該年度の末日までに引き落としが完了する必要があります。
※金融機関等への振込手数料や汎用性が高い備品の購入費用は補助対象外になります。

申請から交付までの流れ



※申請にあたっては、必ず産業支援室まで事前相談をお願いします。

お問い合わせ先

小豆島町商工観光課産業支援室

郵便番号：761-4492
小豆郡小豆島町片城甲44番地95
問合せ先：0879-82-7021
olive-shoko@town.shodoshima.lg.jp



↑小豆島町
ウェブサイト